

平成19年2月16日

外務省
財務省
経済産業省

外国為替及び外国貿易法に基づくイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する資金の移転の防止及び貨物の輸入の禁止等の措置について

我が国は、今般、国際連合安全保障理事会決議第1737号及び閣議了解「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発（以下「核活動等」）に関連する資金の移転の防止及び貨物の輸入の禁止等の措置について」（2月16日付閣議了解）に基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を2月17日から実施することとした。

- イランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置
 - 支払規制
イランの核活動等に関与するものとして同決議の付属書に指定された者（別添1）に対する支払等を許可制とする。
 - 資本取引規制
当該者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。
- イランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転の防止措置
イランの核活動等に関連する貨物及び技術（別添2）のイランに対する供給、販売若しくは移転又はイランにおける製造若しくは使用に寄与する目的で行うイラン向けの支払を許可制とする。
- イランの核活動等に関連する品目のイランからの調達禁止措置
イランを原産地又は船積地域とする、イランの核活動等に関連するものとして同決議において指定された品目（別添3）の輸入を承認制とする。

（本発表資料のお問い合わせ先）
外務省中東アフリカ局中東第二課 TEL 03-5501-8000 内線 3360
財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 内線 2868
経済産業省
〈措置内容関係〉
貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課
担当者：細谷課長、丸原補佐 TEL 03-3501-1511 内線 3242
〈その他〉
通商政策局中東アフリカ室
担当者：桜町室長、紺野補佐 TEL 03-3501-1511 内線 3008

イラン核活動等に関与するものとして国連安保理決議第1737号の附属書に指定された者

10 団体

1. アトミック・エナジー・オーガナイゼーション・オブ・イラン（イラン原子力庁）（別称：(a)サーズマーネ・エナジー・アトミー (b)AEOI）
Atomic Energy Organisation of Iran (a.k.a. : (a)Sazeman-e Energy Atomi (b)AEOI)
所在地：P.O. Box 14144-1339, End of North Kargar Ave., Tehran
2. メスバーフ・エナジー・カンパニー（別称：(a)メスバーフ・エナジー (b)MEC）
Mesbah Energy Company (a.k.a. : (a)Messbah Energy (b)MEC)
所在地：77 Armaghan Gharbi Street, Valisar Blve, Tehran
3. カラ・エレクトリック（別称：(a)カラエ・エレクトリック (b)カラエ・エレクトリック・カンパニー (c)コラ・エレクトリック (d)コラ・エレクトリック・カンパニー）
Kala-Electric (a.k.a. : (a)Kalaye Electric (b)Kalaye Electric Company (c)Kola Electric (d)Kola Electric Company)
4. パルス・トラッシュ・カンパニー（別称：(a)パルス・トラッシュ (b)パルス・テラッシュ・カンパニー）
Pars Trash Company (a.k.a. : (a)Pars Trash (b)Pars Terash Company)
5. ファラーヤンド・テクニク
Farayand Technique
6. ディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション（別称：(a)ディフェンス・インダストリアル・オーガナイゼーション (b)DIO (c)ディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション (d)サーゼマーネ・サナーエ・デファー (e)SASAD (f)サーセマン・サナージェ・デファー (g)ササドジャー）
Defence Industries Organisation
(a.k.a. : (a)Defence Industrial Organization (b)DIO (c)Defense Industries Organization (d)Sazemane Sanaye Defa (e)SASAD (f)Saseman Sanaje Defa (g) Sasadja)
所在地：Pasdaran St, Tehran
7. セブンス・オブ・ティール（別称：(a)セブンス・オブ・ティール・インダストリーズ・コンプレックス (b)モジュタメ・サナアテ・ハフトメ・ティール (c)サナーエ・ハフトメ・ティール (d)セブンス・オブ・ティール・インダストリーズ・オブ・イスファハン／エスファハン (e)セブンス・オブ・ティール・コンプレックス (f)エスファハン／イスファハン・ハフトメ・ティール・インダストリーズ）
7th of Tir (a.k.a. : (a)7th of Tir Industries Complex (b)Mojtamae Sanate Haftome Tir (c)Sanaye Haftome Tir (d) 7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan (e)7th of Tir Complex (f)Esfahan/Isfahan Haftome Tir Industries)
8. シャヒード・ヘンマット・インダストリアル・グループ（別称：(a)シャヒード・ヘンマット・インダストリアル・コンプレックス (b)SHIG (c)シャヒード・ヘンマット・インダストリアル・ファクトリーズ (d)SHIF (e)シャヒード・ヘマト・インダストリアル・グループ (f)ヘンマット・ミサイル・インダストリーズ・ファクトリー）
Shahid Hemmat Industrial Group (a.k.a. : (a)Shahid Hemmat Industrial Complex (b)SHIG (c)Shahid Hemmat Industrial Factories (d)SHIF (e)Shahid Hemat Industrial Group (f)Hemmat Missile Industries Factory)
所在地：Tehran

9. シャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ (別称 : (a) シャヒード・ハーヘリー・インダストリーズ・グループ (b) SBIG (c) シャヒード・バーケリー・インダストリアル・グループ (d) デパートメント 140/14 (e) シャヒード・バーゲリー・インダストリーズ・グループ (f) シャヒード・ハッサン・バーゲリー・インダストリアル・ファクトリーズ・グループ (g) SHBIFG (h) マフターブ・テクニカル・エンジニアリング・カンパニー (i) コンポジット・プロペラント・ミサイル・インダストリー (j) サナーエ・ソーフテ・モラッキャブ (k) SSM) Shahid Bagheri Industrial Group (a.k.a. : (a) Shahid Baheri Industries Group (b) SBIG (c) Shahid Bakeri Industrial Group (d) Department 140/14 (e) Shahid Bagheri Industries Group (f) Shahid Hassan Bagheri Industrial Factories Group (g) SHBIFG (h) Mahtab Technical Engineering Company (i) Composite Propellant Missile Industry (j) Sanaye Sokhte Morakab (k) SSM)

所在地 : Shahid Bagheri Garrison, Shahid Bagheri Highway, Tehran

10. ファジュール・インダストリアル・グループ (別称 : (a) インストルメンテーション・ファクトリーズ・プラン (b) IPF (c) インストルメンテーション・ファクトリーズ・オブ・プレシジョン・マシーナリー (d) インダストリアル・ファクトリーズ・オブ・プレシジョン・マシーナリー (e) ファジュール・インダストリーズ・グループ (f) FIG (g) プレシジョン・コンポーネント・プロジェクト・グループ (h) ササドジャ・プレシジョン・インダストリアル・コンプレックス (i) モジタメ・サンティ・アズザエ・ダギーグ (j) ナスル・インダストリーズ・グループ)

Fajr Industrial Group (a.k.a. : (a) Instrumentation Factories Plan (b) IPF (c) Instrumentation Factories of Precision-Machinery (d) Industrial Factories of Precision Machinery (e) Fadjr Industries Group (f) FIG (g) Precision Component Project Group (h) Sasadja Precision Industrial Complex (i) Mojrame Santy Ajzae Daghig (j) Nasr Industries Group)

12 個人

1. モハンマド・ガンナディ

Mohammad Qannadi

役職 : イラン原子力庁研究・開発担当副長官

Vice President for Research & Development, Atomic Energy Organisation of Iran (AEOI)

2. ベフマン・アスガルプール

Behman Asgarpour

役職 : アラク重水研究炉計画運用部長

Operational Manager of the heavy water research reactor project at Arak

3. ダウード・アーガージャーニー

Dawood Agha-Jani

役職 : ナタンズ・パイロット燃料濃縮プラント総裁

Head of the Pilot Fuel Enrichment Plant at Natanz

4. イーサン・モナージェミー

Ehsan Monajemi

役職 : ナタンズ・パイロット燃料濃縮プラント建設計画部長

Construction Project Manager of the Pilot Fuel Enrichment Plant at Natanz

5. ジャファル・モハンマディ

Jafar Mohammadi

役職：イラン原子力庁技術担当顧問（遠心分離機の弁の生産管理担当）
Technical Adviser to the Atomic Energy Organisation of Iran (AEOI) (in charge of managing the production of valves for centrifuges)

6. アリー・ハージーニアー・レイラーバーディ
Ali Hajinia Leilabadi

役職：メスバーフ・エナジー・カンパニー総裁
Director General of Mesbah Energy Company

7. モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー
Mohammad Mehdi Nejad Nouri

役職：マレク・アシュタル防衛技術大学学長、中将
Rector of Malek Ashtar University of Defence Technology, Lieutenant General

8. ホセイン・サリーミー
Hosein Salimi

役職：革命ガード空軍司令官、准将
Commander of the Air Force of the Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC), General

9. アフマド・ヴァヒード・ダストジェルディ
Ahmad Vahid Dastjerdi

役職：航空宇宙産業機構総裁
Head of the Aerospace Industries Organization (AIO)

10. レザー・ゴリー・エスマエリ
Reza-Gholi Esmaeli

役職：航空宇宙産業機構貿易国際部長
Head of Trade and International Affairs Dept, Aerospace Industries Organization (AIO)

11. バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール
Bahmanyar Morteza Bahmanyar

役職：航空宇宙産業機構財務予算部長
Head of Finance and Budget Dept, Aerospace Industries Organization (AIO)

12. ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ
Yahya Rahim Safavi

役職：革命ガード総司令官、少将
Commander of the Islamic Revolutionary Guards Corps (IRGC), Major General

イランの核活動等に関連する貨物及び技術

1. 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（1）に掲げる貨物のうち、低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの及び同項の中欄（2）に掲げる貨物のうち、軽水炉のための機材を除く。）
2. 輸出貿易管理令別表第1の3の項の中欄に掲げる貨物のうち、（2）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）及び9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）
3. 輸出貿易管理令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（1の2）に掲げる貨物のうち輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）第3条第1号の3に掲げる仕様のものを除く。）
4. ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置
5. 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置
6. ニトロアミン類、トリアミノニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が 1.8 g/cm^3 以上であって、爆速が $8,000 \text{ m/s}$ を超えるものに限る。）
7. 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の2の項の中欄及び4の項の中欄に掲げる技術（ただし、上記1.及び3.において除かれている輸出貿易管理令別表第1における貨物に係る技術については、この限りでない。）
8. 外国為替令別表の3の項の中欄（2）に掲げる技術のうち六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁及びウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに係る技術
9. 上記4. から6. に掲げる貨物に関する技術

イランの核活動等に関連する品目

1. 輸出入貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物、3の項(2)7に掲げる貨物(六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。)、3の項(2)9に掲げる貨物(ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。)及び4の項の中欄に掲げる貨物
2. ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置
3. 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置
4. ニトロアミン類、トリアミノ硝ロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類(結晶密度が 1.8 g/cm^3 以上であって、爆速が $8,000 \text{ m/s}$ を超えるものに限る。)